

不当要求行為等対応体制（「奈良市不当要求行為等の対策に関する要綱」  
の制定）について

1 目 的

暴力団等の反社会的な組織等による不当要求行為等を未然に防止し、市として組織的かつ統一的に対処することにより、市民及び職員の安全を確保するとともに、事務事業の円滑かつ適正な執行を確保することを目的として、平成16年4月1日に「奈良市不当要求等の対策に関する要綱」を制定しました。

2 対象となる行為（不当要求行為等）

- (1) 不当な方法で、事務の執行を強要し、又は金品の交付、権利の行使、義務の履行等のみだりに要求する行為
- (2) 暴力的な言動又は行動で恐怖感をあおることにより、正常な事務の執行又は執務環境の秩序維持を妨げる行為
- (3) 正当な理由なく面会を強要する行為
- (4) 故意に設備機器等を汚損し、又はき損する行為
- (5) 庁舎等の公共施設の保全及び秩序の維持並びに公務の執行に支障を生じさせる行為
- (6) 上記各号に準ずる行為

3 組織体制と所掌事務等

(1) 奈良市不当要求行為等対策委員会

ア 組織（23名）

委員長…総務部担当助役

副委員長…総務部担当以外の助役、収入役

委 員…水道事業管理者、消防長、教育長、総務部長、企画部長、財務部長、市民生活部長、保健福祉部長、環境清美部長、経済部長、建設部長、都市計画部長、都市整備部長、西部出張所長、業務部長、給水部長、浄水部長、教育総務部長、社会教育部長、議会事務局長

庶 務…人事課

イ 所掌事務

不当要求行為等に関する全庁的な対応方針及び具体的対応策の決定

不当要求行為等に関する全庁的な情報交換及び連絡調整

警察、弁護士会その他不当要求情報管理機関との情報交換及び連絡調整

不当要求行為等に関する全庁的な研修等の実施

その他不当要求行為等の防止対策についての必要な事項

(2) 不当要求行為等対策幹事会

ア 組織（20名）

幹事長...人事課長

副委員長...管財課長

委員...各部局の庶務担当課長、総務部総務課長、監理課長

市長部局...総務部秘書課長、企画部企画課長、財務部財政課長、市民生活部

市民課長、保健福祉部福祉総務課長、環境清美部企画総務課長、経済部観

光課長、建設部道路管理課長、都市計画部都市計画課長、都市整備部

開発指導課長、西部出張所庶務課長

水道局...業務部総務課長

消防局...消防総務部総務課長

教育委員会事務局...教育総務部教育総務課長、社会教育部社会教育課長

各種委員会...選挙管理委員会事務局長

庶務...人事課

イ 設置目的

委員会の事務を円滑に推進するための準備機関

(3) 不当要求行為等対策責任者

ア 対策責任者...各課（これに相当するものを含む。）の長

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定する責任者としての位置付け

ウ 所掌事務

職場における不当要求行為等の防止及び対策

所属職員の指導及び教育

エ 具体的な措置

当該行為者に対する警告、退去命令、排除等の措置

幹事長を通じて委員長に連絡

不当要求行為等状況報告書の提出

必要に応じ、関係部局及び警察等関係機関への通報

(4) 職員の責務

不当要求行為等を受けた場合、直ちに上司及び対策責任者に報告

(5) 職員に対する周知方法について

「不当要求行為等対応マニュアル」を配布するとともに、研修を実施し周知する。